

# 掛川市立原野谷中学校いじめ防止基本方針

平成26年8月策定

平成30年4月改訂

令和8年4月改訂

## 1 いじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒と一定の人間関係にある者に、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本方針

「いじめはどの学校にもどの子にも起こり得るものである」「いじめは決して許されないことである」全ての教職員が共通認識し、教育活動に取り組む必要がある。一人ひとりを大切にすると人権教育を基盤とし、「いじめはさせない、許さない」を合い言葉に、報徳の教えや道徳教育の充実を図り、心豊かでやさしい思いやりの心をもった生徒の育成に努める。

### (3) 基本姿勢

ア いじめの未然防止のためには、心の通い合う温かな人間関係を構築し、健やかでたくましい子どもを育てることが大切であり、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育てる。

ウ 互いの人格を尊重しあえる態度を養い、すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

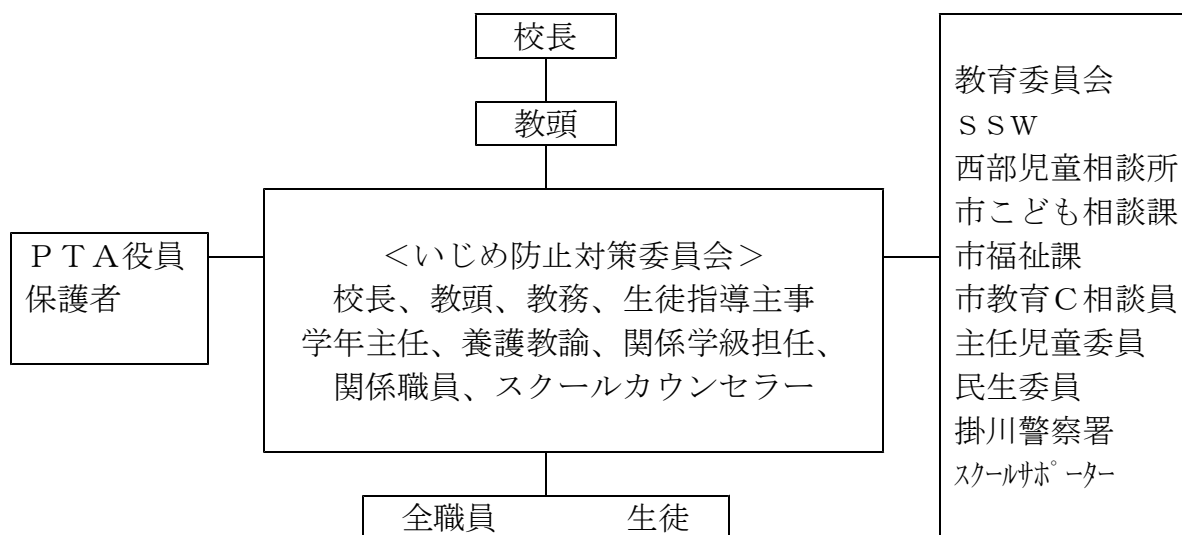
エ いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、2つの要件（①いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること、②被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認すること）が満たされている必要がある。

オ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを認識し、いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。また、被害生徒及び保護者と定期的に面談を行ったり、スクールカウンセラーとの相談を継続したりする等、心のケアに努める。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取組について計画的、組織的に対応する。



## 3 いじめ未然防止のための手立て

### (1) 道徳教育の充実

- ・かけがわ道徳を年間計画に位置づけ学校全体で取り組み、まごころをもって事に当たる報徳の教えを通して豊かな心を育てる。
- ・生命尊重や公正公平を主題として、いじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てる。
- ・年間2回の全校道徳を設置し、共通テーマで学年を超える取組をする。

### (2) 人権教育の充実

- ・全教育活動を通して人権を重んじる活動を行う。
- ・いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることを児童生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。
- ・人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ機会を取り入れる。

### (3) 学級経営の充実

- ・人間関係づくりプログラムを計画的に実施し、どの生徒にも居場所のある学級集団をつくる。
- ・スピーチ活動等を取り入れ、自分の思いを伝える、相手の思いを聞く態度の育成をする。
- ・教師と生徒、生徒同士の共感的な人間関係により、一人一人の良さが発揮できる場を保障し、互いを認め合う学級をつくる。
- ・アンガーマネジメントを取り入れ、生徒が自分の感情をコントロールする方法を身につけさせる。

(4) 生徒会活動での取組

- ・縦割りを取り入れた活動を通して、互いに助け合う風土をつくる。
- ・生徒会の本部や委員会の活動に力を入れる。
- ・いじめに対する行動宣言を浸透させ、生徒間の自浄力を育てる。

【原野谷中学校 いじめに対する行動宣言】

- 一、原中生は「笑顔」でいることを忘れない。
- 二、原中生は「感謝」の気持ちを伝える。
- 三、原中生は「素直」な心を持つ。
- 四、原中生は「挨拶」の大切さを忘れない。
- 五、原中生は「平等」であることを約束する。

原中生は、以上の宣言を実行し、行動することで、清く美しい学校を築くことをここに誓う。

平成27年3月19日  
原野谷中学校生徒会

(5) 授業における生徒指導

- ・小集団活動を活用し、全員参加の授業づくりをする。
- ・自分の言葉でまとめる活動を通して自己表現力の育成を図る。
- ・「自己肯定感、共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

(6) 家庭地域との連携

- ・社会参加活動や防災活動、相互のボランティア活動を通して、社会性や自己存在感の育成を図る。
- ・家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ・家庭において、何でも相談できる雰囲気をつくるよう呼びかける。

#### 4 いじめの早期発見・スピード感のある対応

(1) いじめ早期発見の手立て

- ・生徒の声に耳を傾け、情報収集や情報交換を行う。(生活ノート、生活アンケート、生徒の会話、教育相談 他)
- ・生徒の行動に注視する。(生徒の表情、校内巡視、部活動の取組 他)
- ・保護者との情報を共有する。(電話連絡、家庭訪問、学級懇談会 他)
- ・週1回開かれる主任者会で、各学年の生徒の様子を報告し、情報共有したり指導体制を確認したりする機会を設ける。

(2) スピード感のある対応に必要なこと

- ・いじめに関わる相談を受けた場合には、速やかに事実の有無を行う。
- ・いじめを認知した場合は、すぐに「いじめ防止対策委員会」を開き、対応策

等を協議する。

- ・特定の教職員のみでいじめの情報を抱え込むことが無いよう、学年、学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめの内容やその対応などの正確な記録を残す。
- ・いじめを受けた生徒の保護を第一に考え、加害生徒や周辺生徒への対応を学校全体で組織的に行う。
- ・保護者への連絡、その他必要に応じて関係諸機関への連絡を行う。

## 5 インターネット上で行われるいじめへの対応

- ・インターネット、SNS、メールなどの正しい使い方、危険性、特殊性等に関する情報モラル教育を計画的に進めるとともに、保護者、地域への啓発に努める。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。
- ・いじめを認知した場合には、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。
- ・欠席の原因がいじめと認められ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合。
- ・児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

### (2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を決定する。
- ・上記組織を中心として、教育委員会の指示を受けながら、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と連携を図る。
- ・調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 7 関係諸機関との連携

いじめが認知された場合、その状況に応じて他の諸機関とも連携しながら対処する場合もある。その場合は、関係機関と迅速に情報を共有して適切に対処する。

- ・市教育委員会 0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 5 6
- ・児童相談所 0 5 3 7 - 3 7 - 2 8 5 4
- ・市こども家庭相談係 0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 9 0
- ・掛川警察署 0 5 3 7 - 2 2 - 0 1 1 0
- ・中東遠総合病院 0 5 3 7 - 2 1 - 5 5 5 5